

東松島市復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第10回）	平成29年2月15日（水）14:00～14:35
	前回（第9回）	平成26年10月31日（金）13:30～14:10
場 所	宮城県庁9階 第一会議室	
復興整備事業	都市施設の整備に関する事業 東松島市立浜市小学校災害復旧用地造成事業（小野地区）	
出 席 者	東松島市	副市長 古山 守夫 教育委員会 教育総務課 課長 高橋 ひさ子 教育委員会 教育総務課 復興調整班 班長 勝又 啓普 教育委員会 教育総務課 復興調整班 主任 尾形 和弥 復興政策部 復興政策課 復興政策班 主任 小野寺 昭博
	東北農政局	農村振興部 農村計画課 農村復興指導官 伊藤 崇 農村計画部 農村振興課 農村復興推進係長 新聞 泉城
	復興庁	宮城復興局 参事官補佐 鈴木 明美 宮城復興局 期間業務職員 高橋 亜矢
	国土交通省	国土政策局 総合計画課 国土管理企画室 室長補佐 湯原 麻子
	林野庁	森林整備部 計画課 森林計画指導班 班長 松本 純治
	東北森林管理局	宮城北部森林管理署 署長 相澤 肇
	学識経験者	東北工業大学 名誉教授 稲村 肇
	学識経験者	宮城県森林審議会 委員 川村 正司
宮城県	土木部 都市計画課 技術副参事兼技術補佐（総括担当） 堀米 健 土木部 復興まちづくり推進室 技術副参事兼技術補佐（総括担当） 鈴木 昌寿 農林水産部 農業振興課 課長補佐（総括担当） 伊藤 孝一 農林水産部 林業振興課 課長 高橋 壮輔 震災復興・企画部地域復興支援課 課長 今野 佳浩	

○協議内容

1 開 会（震災復興・企画部 地域復興支援課 課長補佐（班長） 白鳥）

- ・出席者紹介：出席者名簿で確認
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

2 議 事

東松島市復興整備協議会規約第7条により、東松島市長代理人の古山副市長が議長となる。

(東松島市副市長 古山)

東松島市復興整備計画(案)について、事務局から説明願います。

(東松島市事務局 東松島市教育委員会 教育総務課長 高橋)

【様式第2について説明】

(東松島市副市長 古山)

只今、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し。>

(東松島市副市長 古山)

次に、東松島市復興整備計画(案) 8ページ4-①に記載のとおり、「土地利用基本計画の変更」について事務局から説明願います。

(東松島市事務局 東松島市教育委員会 教育総務課長 高橋)

【東松島市復興整備計画(案) 変更地域別概要について説明】

(東松島市副市長 古山)

只今、事務局から説明がありましたが、宮城県地域復興支援課から補足することはございませんか。

(宮城県震災・復興企画部地域復興支援課 課長 今野)

県の土地利用基本計画で定める土地の利用に関する調整方針に沿ったものとなっているため、補足することはございません。

(東松島市副市長 古山)

それでは、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。

国土利用・土地利用に関する学識経験者として出席いただいております東北工業大学の稲村様いかがでしょうか。

(東北工業大学 稲村名誉教授)

土地利用基本計画の変更について適切であると認められるため異議ありませんが、鳴瀬桜華小学校はいつ使えるようになるのでしょうか。

(東松島市事務局 東松島市教育委員会 教育総務課 復興調整班長 勝又)

平成32年度内の事業完了を目標とした事業計画としております。

(東北工業大学 稲村名誉教授)

まだ、期間がだいぶあるが、その間ずっと小野小学校を使うのですか。

(東松島市事務局 東松島市教育委員会 教育総務課 復興調整班長 勝又)

施設は狭隘ではありますが、仮設プレハブ校舎を併用しながら補っております。

しかし、その分校庭が狭くなっていることから、近隣の土地を借用し臨時グラウンドとして整備しているが、一刻も早く移転を進めてまいります。

(東松島市副市長 古山)

続きまして、国土交通省 湯原様いかがでしょうか。

(国土交通省国土政策局総合計画課専門調査官 鈴木)

特段異議はございません。

(東松島市副市長 古山)

その他ご意見ご質問はございませんでしょうか。

(出席者一同)

<意見、質問無し。>

(東松島市副市長 古山)

それでは続きまして、東松島市復興整備計画（案）8ページ4-①に記載のとおり、地域森林計画の変更について事務局から説明願います。

(東松島市事務局 東松島市教育委員会 教育総務課長 高橋)

【東松島市復興整備計画（案）様式第5について説明】

(東松島市副市長 古山)

只今、事務局から説明がありましたが、宮城県林業振興課から補足することはございませんか。

(宮城県農林水産部林業振興課 課長 高橋)

本協議会に先立ちまして、東日本大震災復興特別区域法第48条第4項の規定に基づきまして、共同作成者である宮城県知事が平成29年1月27日から2月10日までの間、当該事項について県庁及び東松島市を含む関係機関において縦覧したところ、意見はありませんでした。補足説明は以上です。

(東松島市副市長 古山)

それでは、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。

はじめに、森林・林業に関する学識経験者としてご出席いただいております宮城県森林審議会委員の川村様いかがでしょうか。

(宮城県森林審議会委員 川村)

28ページの土地の形質変更を行なう区域の中に造成緑地とあるが、造成方法は樹木の植栽ということによろしいのでしょうか。

(東松島市事務局 東松島市教育委員会 教育総務課 復興調整班長 勝又)

当該緑地造成部分は草地化で計画しております。

(宮城県森林審議会委員 川村)

地域森林計画の変更については異存はありません。

(東松島市副市長 古山)

続きまして、東北森林管理局の相澤様いかがでしょうか。

(東北森林管理局宮城北部森林管理署 署長 相澤)

特段意見はございません。

(東松島市副市長 古山)

続きまして、林野庁の松本様いかがでしょうか。

(林野庁森林整備部計画課森林計画指導班班長 松本)

地域森林計画区域の変更については、必要最小限の区域において行なわれるべきものと思われる。工事が行なわれる場所や施設ができる場所、その周辺の開発区域について、詳しく説明いただきたいと思います。

(東松島市事務局 東松島市教育委員会 教育総務課 復興調整班長 勝又)

地域森林計画の変更を要する区域は25ページで示しております。

参考までに、学校敷地内の施設配置図も示しており、この(まとまったピンク色の)部分が切土部分となります。

(その北側の)白抜き及び周辺部分は、約9.5mの埋め立てによる造成を行う計画であり、それに伴って森林が減少するエリアとなります。

全体の土地利用については、今後、都市計画法の開発行為などを行い、学校敷地のほかに防災調整池、周辺の谷戸状になっている地形部分については緑地造成により、雨水による土砂災害対策を行い、一層安全性を高めていきたいと考えております。

(林野庁森林整備部計画課森林計画指導班班長 松本)

地域森林計画の区域の変更についても異存はございません。

周辺の開発について防災面などに配慮いただいているが、今後事業進めていく中で、工事による周辺の環境変化など、県の森林担当部局と連携、情報の共有を図りたいと思います。

(東松島市副市長 古山)

その他ご意見ご質問はございませんでしょうか。

(東北工業大学 稲村名誉教授)

28ページの黄色(駐車上等)の部分が9.5m上がると、緑色(造成緑地)の部分が低くなると思われるが排水はどうなるのでしょうか。

(東松島市事務局 東松島市教育委員会 教育総務課 復興調整班長 勝又)

緑色の造成緑地部分については、黄色の部分よりも概ね3m高く造成を行なう予定であり、それに伴い、雨水も勾配をつけながら適切に処理してまいりたいと思います。

(東北工業大学 稲村名誉教授)

緑色の部分も埋め立てる訳でしょうか。

黄色と緑色の部分が高くなるということでしょうか。

(東松島市事務局 東松島市教育委員会 教育総務課 復興調整班長 勝又)

その通りです。

(東松島市副市長 古山)

その他ご意見ご質問はございませんでしょうか。

(出席者一同)

<意見、質問無し。>

(東松島市副市長 古山)

それでは続きまして、東松島市復興整備計画(案)10ページ4-②に記載のとおり、農地転用許可の特例措置について事務局から説明願います。

(東松島市事務局 東松島市教育委員会 教育総務課長 高橋)

【東松島市復興整備計画(案)様式第8(別記様式含む)について説明】

(東松島市副市長 古山)

只今、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し。>

(東松島市副市長 古山)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用

方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の伊藤様、いかがでしょうか。

(東北農政局農村計画部農村振興課農村復興指導官 伊藤)

ただいまご説明のありました土地利用方針の変更については異存ございません。以上です。

(東松島市副市長 古山)

では、この事項につきましては、農林水産大臣のご同意をいただいたものといたします。
それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますでしょうか。

(出席者一同)

異議なし

(東松島市副市長 古山)

東松島市復興整備計画は、了承いただいたものといたします。

なお、復興整備計画の公表までに、様式9を東北農政局に提出させていただき、同時に公表させていただきます

以上で議事を終了いたします。

3 閉 会 (震災復興・企画部 地域復興支援課 課長補佐 (班長) 白鳥)

○協議結果

- ・都市施設の整備に関する事業「東松島市立浜市小学校災害復旧用地造成事業 (小野地区)」にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく土地利用基本計画の変更について協議会で了承された。
- ・都市施設の整備に関する事業「東松島市立浜市小学校災害復旧用地造成事業 (小野地区)」の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく地域森林計画区域の変更について協議会で了承された。
- ・都市施設の整備に関する事業「東松島市立浜市小学校災害復旧用地造成事業 (小野地区)」の区域にかかる土地利用方針について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。